

2020年12月25日

各 位

会社名	ケネディクス株式会社
代表者名	代表取締役社長 宮島 大祐 (コード番号:4321、東証第一部)
問合せ先	執行役員経営企画部長 寺本 光 (03)5157-6100

### 臨時株主総会招集のための基準日設定に関するお知らせ

当社は、2020年12月25日開催の取締役会において、2021年2月下旬開催予定の臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）招集のための基準日設定について、下記の通り決定しました。

#### 記

#### 1. 本臨時株主総会に係る基準日等

当社は、本臨時株主総会において議決権を行使することができる株主を確定するため、2021年1月15日（金）を基準日と定め、同日の最終の株主名簿に記載又は記録されている株主をもって、本臨時株主総会において議決権を行使することができる株主といたします。

- (1) 基準日：2021年1月15日（金）
- (2) 公告日：2020年12月28日（月）
- (3) 公告方法：電子公告（当社のホームページに掲載いたします。） <https://www.kenedix.com/>

#### 2. 本臨時株主総会の開催日程及び付議議案等について

当社が2020年11月20日に公表しました「SMFLみらいパートナーズインベストメント2号株式会社による当社株式に対する公開買付けに関する意見表明及び応募推奨並びに三井住友ファイナンス&リース株式会社との資本業務提携のお知らせ」においてお知らせいたしましたとおり、SMFLみらいパートナーズインベストメント2号株式会社（以下「公開買付者」といいます。）は、公開買付者による当社の普通株式（以下「当社株式」といいます。）に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）が成立したものの、本公開買付けにより、当社株式（公開買付者が所有する当社株式、当社が所有する自己株式及びARA REAL ESTATE INVESTORS XVIII PTE.LTD.（以下「本主要株主」といいます。）が所有する当社株式を除きます。）（以下「本当社株式」といいます。）の全てを取得できなかった場合には、本公開買付け成立後、以下の方法により、本当社株式の全ての取得を目的とした手続（以下「本スクイーズアウト手続」といいます。）を実施することを予定しているとのことです。

具体的には、本公開買付けの成立後、公開買付者は、会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。）第180条に基づき当社株式の併合（以下「本株式併合」といいます。）を行うこと及び本株式併合の効力発生を条件として単元株式数の定めを廃止する旨の定款変更を行うことを付議議案に含む本臨時株主総会を開催することを当社に要請する予定であり、公開買付者及び本主要株主は、本臨時株主

総会において上記各議案に賛成する予定とのことです。

また、本スクイーズアウト手続が2021年3月31日までの間に完了することが見込まれる場合には、公開買付者は、当社に対して、本スクイーズアウト手続が完了していることを条件として、2020年12月期に係る当社の第26回定時株主総会（以下「本定時株主総会」といいます。）で権利を行使することのできる株主を、本スクイーズアウト手続完了後の株主（公開買付者及び本主要株主を意味します。）とするため、本定時株主総会の議決権の基準日の定めを廃止する旨の定款の一部変更を行うことを要請する予定とのことです。

この度、当社は、本臨時株主総会の開催が必要となる場合に備えて、あらかじめ本臨時株主総会の招集のために必要となる基準日を設定することといたしました。なお、本臨時株主総会の開催日時、開催場所及び付議議案の詳細等につきましては、決定次第、改めてお知らせいたします。

他方、本公開買付けが成立しない場合、当社は、本臨時株主総会を開催せず、本臨時株主総会に係る基準日についても利用しない予定です。

以 上